

山形市防災情報DX整備計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

近年、自然災害が激甚化している状況の中、災害等における一層の市民の安全確保に向けて、DXのテクノロジーの進歩を見据えながら、どのような状況下にあっても途絶することのない通信手段の確保や市民の適切な避難行動を促すことのできる通信環境の整備など、本市に最も適した防災情報収集・伝達媒体の検討が必要である。

また、市民の移動や現在地の情報を確認する手段、情報収集・発信方法の多重多様化、被害情報の迅速な集約化、業務の簡略化及び効率化並びに災害対策本部の機能強化といった防災情報のDX化が不可欠である。

このような状況を踏まえ、本市の防災情報DX化を計画的に進めるため、「山形市防災情報DX整備計画（以下「整備計画」という。）」の策定を行い、今後の防災情報システム等の計画的な配備を示そうとするものである。

上記の整備計画の策定にあたっては、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定することとし、本実施要領において、山形市防災情報DX整備計画策定業務（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 本業務に関する事項

(1) 業務名

山形市防災情報DX整備計画策定業務

(2) 業務の進め方

本業務は、将来的な防災情報収集・伝達媒体の導入及び防災情報のDX化を想定した事業全体のイメージを踏まえる必要があるため、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）では、整備計画策定に関する提案に加え、事業全体に関する参考提案を審査対象として求め、総合的に評価・審査を行う。

ただし、選考された段階において、設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入及び供用開始後の管理運営の契約を約束するものではない。

(3) 業務内容

別紙「山形市防災情報DX整備計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、事業者との協議により変更となる場合がある。

(5) 業務規模（提案上限額）

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 提案を求めるもの（審査対象等）

(1) 審査対象

整備計画策定に関する事項（A）に加え、事業全体に関する事項（B）を審査対象として提案を求める。

整備計画策定に関する事項（A）	・現状や課題、関連法令、条例、計画等を踏まえた防災情報DX化の基本的な考え方（基本理念等） ・国・県・他自治体の動向及び防災情報収集・伝達媒体、DX化に係る関連技術に関する基本的な考え方 ・防災情報DX化の具現化に向けた考え方（課題解決手法など） ・整備計画策定における実施体制、スケジュール、業務実績、概算事業費
事業全体に関する事項（B）	・設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入・管理の事業内容及び事業手法 ・設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入における実施体制、全体スケジュール及び概算事業費 ・導入後の管理における実施体制及び概算事業費

(2) 提案に求める条件

次に掲げる条件を踏まえた提案とすること。

- ・本業務の趣旨を十分に理解した上で、国及び県の動向を踏まえた内容とすること。
- ・実施体制、事業スケジュールは無理のない内容とすること。
- ・関連法令並びに市の条例、計画等を遵守した内容とすること。
- ・宗教活動や政治活動を目的とした内容でないこと。

(3) 提案において考慮を求める事項

費用対効果の最適化や管理費の低減に努めた事業内容とすること。

4 スケジュール

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは以下のとおり。なお、変更となる場合には山形市公式ホームページ等により周知する。

内 容	日 程
①公募開始及び資料等の公開	令和 7 年 4 月 25 日（金）
②実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間	令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時まで
③質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで
④参加申込受付期限	令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時まで
⑤参加要件適格確認結果の通知	令和 7 年 5 月 21 日（水）
⑥企画提案書等の提出期限（※）	令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時まで
⑦プレゼンテーション審査	令和 7 年 6 月 4 日（水）
⑧審査結果通知・公表	令和 7 年 6 月 9 日（月）
⑨事業予定者の決定	令和 7 年 7 月上旬
⑩契約締結	令和 7 年 9 月下旬

※ 窓口にて提案書等の提出ができる日時は日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間に限る。

5 参加者の資格要件

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独の法人若しくは複数の法人又は個人で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、次の要件を全て満たすこと。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始の申立てがなされていないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ・ 山形市暴力団排除条例（平成 23 年市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 税の滞納がないこと。

(2) グループでの参加

グループで参加する場合は、次の事項に留意すること。

- ・ グループを構成する代表事業者及び共同で参加する事業者（以下「共同参加事業者」という。）は、5(1)の参加資格等を満たした者であること。
- ・ 代表事業者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。
- ・ 代表事業者及び業務遂行に大きく影響する共同参加事業者の変更は、原則として認めない。
- ・ 共同参加事業者となった事業者は、他のグループの共同参加事業者を兼ねることや、単独で参加することはできない。

6 参加の手続等

(1) 実施要領及び仕様書等に関する質問

本実施要領及び仕様書に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 質問の受付期間

令和7年4月25日（金）～ 5月2日（金）午後5時

イ 質問の提出方法

質問書（様式1）により、「9 連絡先及び提出先」あてメールにて提出すること。

メールの件名は「【プロポ質問】山形市防災情報DX整備計画策定業務」とし、必ず電話でメールが受信されているかを確認すること。

なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。また、評価基準の配点等、審査にかかる質問は受け付けない。

ウ 質問に対する回答期限

回答日時：令和7年5月9日（金） 午後5時まで

回答方法：山形市公式ホームページに質問と回答を掲載する。

※質問への回答をもって、本実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

(2) 参加申込及び参加要件の適格性の確認

本プロポーザルに参加を表明する者は、参加申込書及び資格審査に必要な書類を次のとおり提出すること。

ア 申込期限

令和7年5月15日（木）午後5時まで（必着）

イ 申込方法

以下の書類を各1部、持参又は郵送等により「9 連絡先及び提出先」あて提出すること。

ウ 提出書類

①参加申込書（様式2）

※グループで参加の場合は、共同参加事業者構成表明書（様式2別紙）も併せて提出すること。

②誓約書（様式3）

③会社概要書（様式4）

④業務実績書（様式5）

⑤秘密保持誓約書（様式6）

⑥直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに市に本社又は支社がある者にあつては法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

※グループで参加する場合、①～⑥は事業者ごとに作成し提出すること。

(3) 参加要件の適格性の確認及び通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、令和7年5月15日（水）までにその結果をメールにより通知する。

なお、審査の結果、参加要件を満たしていない者に対しては、本プロポーザルへの参加を認めない。

(3) 企画提案書等の提出

参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等（以下「提出書類」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時まで（必着）

② 提出方法

以下の提出書類を郵送又は持参により「9 連絡先及び提出先」あて提出すること。

③ 提出書類

ア 企画提案提出書（様式7）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・ A3判横（片面）4枚以内にまとめ、左上をステープラ留めし、A4判に折りたたんで提出すること。
- ・ 企画提案書に記載する項目は3(1)に掲げる事項を基本とし、別紙2「審査基準表」の項目に沿ったものとする。なお、レイアウト等は特に定めない。
- ・ 文章での表現のほか、簡易な図面、イメージパース等を簡潔に記載すること。
- ・ 企画提案書の補足資料がある場合は、任意の様式で作成し、同部数を提出すること。
- ・ 市が企画提案内容を適正かつ効率的に評価できるよう難解な語句等に注釈や解説を加え、図表を用いる等、簡潔かつ明瞭で理解しやすい表現で記述すること。
- ・ 複数の企画提案書を提出することは認めない。

ウ 経費見積書（様式8）

- ・ 見積金額は審査のために利用するものであり、契約金額とはならないものとする。
- ・ 見積金額の内訳は詳細かつ具体的に記載すること。
- ・ 今後の参考とするため、可能な限り基本設計、実施設計及び防災情報収集・伝達媒体、システムの導入に要する経費についても記載すること。

④ 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

※提出書類のデータを保存したCD-R又はDVD-R 1枚を提出すること。

※副本とは、事業者等を特定できる記載（事業者名、住所、社章、商標、製品名等）がない書類であり、審査の際に資料として使用する。提出の際は、記載内容を十分に確認すること。

⑤ 企画提案の辞退

提案を取り下げる場合は、辞退届（様式9）を提出すること。なお、提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合にも、辞退届を提出すること。辞退届提出後の参加は認めない。

7 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 審査委員会の設置

審査は、優先交渉権者の選考を公平かつ適正に実施するために設置する山形市防災情報DX整備計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
なお、議事内容は非公開とする。

(2) 審査の方法

審査委員会において、プレゼンテーション審査により、別紙「審査基準表」に基づき参加者の提案を評価する。

(3) 審査項目

審査項目は、以下の2項目とし、詳細は別紙「審査基準表」に定める。

項目	審査概要	配点
整備計画策定に関する事項（Ａ）	現状や課題を捉え、関連法令、計画等、国・県の動向、防災情報収集・伝達媒体、DX化に係る関連技術の動向を踏まえた内容となっているか。また、本業務における実施体制、スケジュール、業務実績、概算事業費等について審査する。	60点
事業全体に関する事項（Ｂ）	設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入後の管理に向けた全体の事業手法、実施体制、スケジュール、概算事業費等について審査する。	40点
合計		100点

(4) プレゼンテーション審査

ア 日時

令和7年6月4日（水） ※時間については後日通知する。

イ 会場

山形市役所又は近隣施設 ※会場については後日通知する。

ウ 説明要領

- ・参加人数は3名までとし、説明は原則とし本業務に携わる予定の者が行うこと。
- ・1者当たりの時間はプレゼンテーション15分、質疑応答25分とする。ただし、参加者数により変更になる場合があり、詳細は別途通知する。
- ・順番は、事業者名（グループの場合は代表事業者名）の五十音順とする。
- ・オンライン（Zoom）での参加も可とする。なお、オンラインでの参加を希望する場合は、オンライン参加希望申請書（様式10）を提出すること。
- ・説明に際して、プロジェクター等機器を用いることができる。なお、プロジェクター、スクリーンは市が準備する。接続はHDMIケーブルを可能とする。その他PC等の必要機材は参加者が準備すること。
- ・提出書類は、事前に市が審査委員に配付する。なお、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ・他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

エ オンラインプレゼンテーション審査の留意事項

- ・オンライン使用ツールは Zoom とし、市で URL を発行する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング中の録画、録音、撮影、スクリーンショットや URL の第三者への転送・掲載、シェアを禁止する。
- ・事前に利用予定の通信回線にて、オーディオ及びビデオカメラの動作確認を行うこと。
- ・参加人数は3名までとし、それ以外の者が画面に映る又は指示することを禁止する。
- ・大規模通信障害などが発生し、インターネットが利用できない状態となった場合でも、プレゼンテーションの日時は変更しない。

(5) 審査結果

- ア 各審査委員の評価点合計得点が最も高い上位1者を、契約交渉順位第1位の候補者（以下「第1位の候補者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「第2位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2人以上いるときは、企画提案の評価点が高い者を上位とする。
- イ 各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- ウ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施する。
- エ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- オ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

(6) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・本実施要領に定める事項に違反した場合
- ・提出された見積金額が提案上限額を超える場合
- ・提出書類に不備又は明らかな虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- ・その他本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(7) 選考の範囲

審査委員会にて行われる審査は、市が本実施要領等で提示した事業提案等の内容を評価し、整備計画策定等の支援を行う事業者を選考するものであって、選考された段階において、その後の設計、防災情報収集・伝達媒体、システム導入後の管理の契約を約束するものではない。

(8) 事業者の内定

市は、優先交渉権者と提案内容や契約内容について協議等を行い、契約を締結する相手として適正であると判断した場合に、事業予定者の決定を通知し、本業務の受託者として内定する。

なお、契約の締結について合意に至らない場合や、優先交渉権者が市の交渉相手として不適切であると判断される場合には、第2位の候補者との協議を開始する。

8 留意事項

(1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類等の変更の禁止

一度提出した書類の訂正・変更等は、原則として認めない。ただし、誤字等の修正及び市が必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 使用言語及び単位

提出書類等の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 著作権

提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該参加者の同意を得た上で提出書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(5) 提出書類等の取扱い

提出書類等につき、参加者名、事業計画概要、その他提案内容等について公開することがある。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）等、無体財産権その他の権利を提案に使用する場合、参加者が権利者の承諾を得るものとし、その結果生じた責任は参加者が負うものとする。なお、提出書類等は返還しない。

(6) 補足資料の提出

審査において、提案内容についての補足資料の提出を求める場合がある。

(7) 情報公開

提出書類について、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条に基づく公開請求があった場合、原則として公開対象文書となる。

ア 公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があることから、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書（任意様式）で申し出ること。

※公開・非公開の判断については、公開請求があったときに改めて確認のうえ判断する。

イ 審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開となる。

(8) その他

ア 本プロポーザルに係る提出書類についてはすべて押印不要とする。

イ 提案に当たって、参加者は自らの責任において、関連法令並びに市の条例、計画等を精査し、関連法令等に違反しない実現可能な計画とすること。

9 連絡先及び提出先

山形市総務部 防災対策課 地域防災係

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212（内線 380～382）

FAX 023-624-8847

MAIL bosai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別紙1 情報収集・伝達システム等の導入状況

- 移動系防災行政無線システム ※令和9年7月で保守対応期間終了
基地局 3（市庁舎、地方卸売市場、消防蔵王出張所）
統制台 1（防災対策課）
移動局 154（主な設置箇所：市避難所）
 - ・半固定型 38（防災支部、消防本部、上下水道部、済生館、保健所、市民会館、市斎場、総合福祉センター、山形テルサ、国際交流プラザ、総合スポーツセンター、学校給食センター）
 - ・携帯型 63（市避難所※固定アンテナ）
 - ・携帯型 36（現場対応課）
 - ・車載型 17（庁用車）

- MCA移動無線システム ※令和11年5月に現行機種 of 通信サービス終了
管理移動局 1（市庁舎）
移動局 69
 - ・防災対策課 1（現場対応職員貸出し用）
 - ・山形市医師会 1（保健医療調整チーム開設要請等連絡用）
 - ・孤立集落 7（滝平、神尾、荻ノ窪、礪石、関沢、高沢、千手院）
 - ・福祉避難所 54
 - ・長寿支援課 1、障がい福祉課 1、保健総務課 1、母子保健課 1
 - ・蔵王コミュニティセンター 1（防災行政無線の電波状態が不安定であるため）

- 衛星携帯電話※令和8年3月に現行機種 of 通信サービス終了
機種：NTTドコモ ワイドスターII
現配備先：4（防災対策課、通信指令課、芳沢集会所、上平集会所）

- Jアラート情報等自動連携システム
 - ・すぐメール Plus
 - ・すぐ参集

- 市民への情報伝達システム（※令和7年4月1日現在）
 - ・緊急速報メール（エリアメール）
 - ・市防災情報メールマガジン ※登録者 約7,000人
 - ・SNS（※登録者 市防災対策課公式X：約17,000人、市公式フェイスブック：約5,000人）
 - ・市LINE公式アカウント ※登録者 約86,000人
 - ・テレビ・ラジオ
 - ・Yahoo!防災速報 ※登録者 約73,000人
 - ・Jアラート情報等自動連携システム

別紙2 審査基準表

評価項目	評価の視点	配点
整備計画策定に関する事項（A）		
(1) 現状把握と課題の整理	・本市の情報収集・伝達システム等の整備及び運用状況を把握し、課題を的確に捉えているか。 ・国、県、他自治体の動向を把握しているか。 ・防災情報伝達媒体及び防災情報のD X化に係る関連技術の動向を把握しているか。	5 点
(2) 防災情報D X化の基本的な考え方	・本業務の趣旨等を十分に理解した提案となっているか。 ・関連法令並びに市の条例、計画等を遵守した内容となっているか。	5 点
(3) 防災情報D X化の具現化に向けた考え方	・防災情報D X化の具現化に向け、有効な手法について、優れた提案となっているか。 ・防災情報D X化に向けた課題の解決手法として、具体的かつ効率的で、実現性の高い内容となっているか。	20 点
(4) 整備計画策定の実施体制	・整備計画策定について、実行力があり、信頼性の高い実施体制となっているか。	5 点
(5) 整備計画策定のスケジュール	・整備計画策定のスケジュールについて、合理的で具体的なものとなっているか。	5 点
(6) 業務実績	・評価点＝同種業務実績 1 件につき 1 点加点 ※実績 5 件以上は一律 5 点	5 点
(7) 整備計画策定の費用	・評価点＝配点（15 点）×（最低見積額÷当該提案者の見積額） ※小数点以下切捨て	15 点
小計		60 点
事業全体に関する事項（B）		
(1) 設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入、管理運営の事業内容及び事業手法	・現実性・具体性があり、効率的かつ効果的な事業内容及び事業手法となっているか。	15 点
(2) 設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入、管理運営の実施体制	・実行力があり、信頼性の高い実施体制となっているか。	5 点
(3) 設計、防災情報収集・伝達媒体、システムの導入、管理運営のスケジュール	・導入後を見据えた事業全体のスケジュールが合理的なものとして具体的に示されており、適切なものとなっているか。	5 点
(4) 設計、防災情報収集・伝達媒体、システム、管理運営の概算事業費	・設計、防災情報収集・伝達媒体、システムに係る概算事業費に現実性があり、費用対効果の最適化が見込めるものとなっているか。 ・管理に係る事業計画に現実性があり、管理費の低減が見込め、継続して安定的な管理ができるものとなっているか。	15 点
小計		40 点
合計		100 点